第72期定時株主総会招集ご通知

ROYAL

開催日時　2021年３月26日（金）午前10時
（午前９時開場）

開催場所　福岡市博多区博多駅前三丁目２番１号
日本生命博多駅前ビル８階
TKP博多駅前シティセンター
※今回より会場を変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意願います。

決議事項
第１号議案　資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　第三者割当による普通株式、新株予約権および種類株式発行の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

- **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は会場へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。**
- **今回より会場を変更しておりますので、お間違えないようご注意ください。**
- **本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、取り止めとさせていただきます。**

目 次

第72期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
(添付書類)
事業報告 …… 46
連結計算書類 …… 60
計算書類 …… 63
監査報告書 …… 66

ロイヤル ホールディングス 株式会社
証券コード：8179

証券コード　8179
2021年３月11日

株主各位

福岡市博多区那珂三丁目28番５号
ロイヤル ホールディングス株式会社
代表取締役会長 菊 地 唯 夫

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2021年３月25日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月26日（金曜日）午前10時〔午前９時開場〕

２．場　　所　福岡市博多区博多駅前三丁目２番１号
日本生命博多駅前ビル　８階 TKP博多駅前シティセンター
※今回より会場を変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意願います。

３．会議の目的事項

報告事項
1. 第72期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　第三者割当による普通株式、新株予約権および種類株式発行の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

（１）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年３月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、３～４頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2021年３月25日（木曜日）午後６時までに行使してください。

（３）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.royal-holdings.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.royal-holdings.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2021年3月26日（金曜日）
午前10時
（午前9時開場）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

議決権を行使される場合

書面によるご行使

行使期限

3月25日（木曜日）
午後6時到着分まで

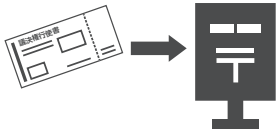

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

3月25日（木曜日）
午後6時行使分まで

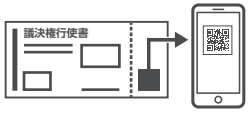

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

3月25日（木曜日）
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話番号：**0120-652-031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9時~21時）

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「**スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード**」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

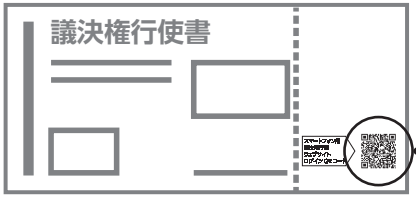

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

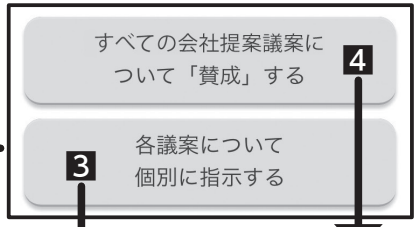

3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「**この内容で行使する**」ボタンを押して行使完了!

> **!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



2 ログインする

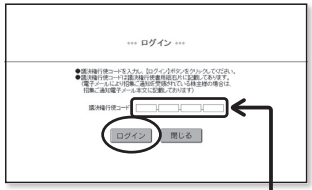

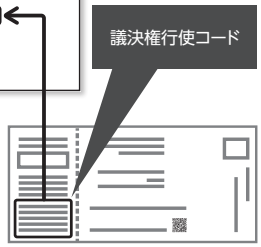

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する

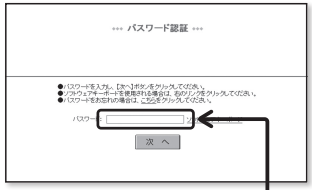

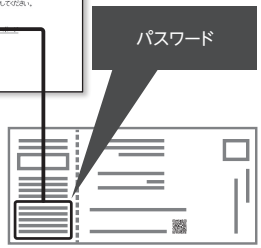

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

１．提案の理由

当社は2020年12月期の個別決算において11,144,509,637円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。つきましては、この欠損を填補し、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第448条第１項の規定に基づき資本準備金および利益準備金の額の減少を行い、減少した資本準備金の額をその他資本剰余金へ、減少した利益準備金の額を繰越利益剰余金へ、それぞれ振り替えたうえで、かかる振替後の繰越利益剰余金の欠損9,612,666,126円を填補するため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分は、「純資産の部」における勘定の組み替えであり、当社の損益および純資産の変動はありません。

２．資本準備金および利益準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額
7,500,000,000円

（２）減少する利益準備金の額
1,531,843,511円

（３）資本準備金および利益準備金の額の減少が効力を生ずる日
2021年３月26日

３．剰余金の処分の内容

（１）減少する剰余金の項目およびその額
その他資本剰余金　9,612,666,126円

（２）増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　　9,612,666,126円

（３）剰余金の処分が効力を生ずる日
2021年３月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、第３号議案のとおり、第三者割当による方法で、新たな種類の株式であるＡ種優先株式およびＢ種優先株式を発行いたしたいと存じます。つきましては、Ａ種優先株式およびＢ種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてＡ種優先株式およびＢ種優先株式に関する規定を新設するものであります（変更案第６条、第８条、第13条の２、第13条の３、第13条の４、第19条の２。以下、「本定款変更」といいます。）。

Ａ種優先株式およびＢ種優先株式を発行する理由につきましては、第３号議案をご覧ください。

なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において、第３号議案が原案どおり承認されることを条件とするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） **第６条** 当会社の発行可能株式総数は、１２，０００万株とする。	**（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）** **第６条** 当会社の発行可能株式総数は、１２，０００万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　　１２，０００万株 Ａ種優先株式　　３，０００株 Ｂ種優先株式　　３，０００株
（単元株式数） **第８条** 当会社の単元株式数は、１００株とする。	**（単元株式数）** **第８条** 当会社の普通株式、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の単元株式数は、１００株とする。
（新設）	**第２章の２　種類株式**
（新設）	**（Ａ種優先株式）** **第13条の２**　当会社の発行するＡ種優先株式の内容は、次項から第８項に定めるものとする。
（新設）	②　剰余金の配当 １．Ａ種優先配当金 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下、「Ａ種優先株主」という。）又はＡ

現行定款	変更案
	種優先株式の登録株式質権者（Ａ種優先株主と併せて以下、「Ａ種優先株主等」という。）に対し、第１３条の４第１項に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき、第２号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりＡ種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下、「Ａ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ａ種優先配当金に、各Ａ種優先株主等が権利を有するＡ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。 ２．Ａ種優先配当金の金額 Ａ種優先配当金の額は、１,０００,０００円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、Ａ種優先配当年率（８．５％とする。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が２０２１年１２月末日に終了する事業年度に属する場合は、２０２１年3月３１日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を３６５日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は３６６日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＡ種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るＡ種優先配当金の額は、その各配当におけるＡ種優先配当金の合計額を控除した金額とする。 ３．非参加条項 当会社は、Ａ種優先株主等に対しては、Ａ種優先配当金及びＡ種累積未払配当金相当額（第４号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第７５８条第８号ロ若しくは同法第７６０条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第７６３条第１項第１２号ロ若しくは同法第７６５条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 ４．累積条項 ある事業年度に属する日を基準日としてＡ種優先株主等に対して行われた１株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るＡ種優先配当金につき本号に従い累積したＡ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＡ種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第２号に従い計算されるＡ種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第２号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業

現行定款	変更案
（新設）	年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がＡ種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るＡ種優先配当年率で、１年毎（但し、１年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、１年を３６５日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は３６６日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「Ａ種累積未払配当金相当額」という。）については、第１３条の４第１項に定める支払順位に従い、Ａ種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われるＡ種累積未払配当金相当額に、各Ａ種優先株主等が権利を有するＡ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。 ③　残余財産の分配 １．残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主等に対し、第１３条の４第２項に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき、払込金額相当額に、Ａ種累積未払配当金相当額及び第３号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「Ａ種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＡ種累積未払配当金相当額を計算し、また、第２項第４号に定めるＡ種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がＡ種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額を計算する。なお、Ａ種残余財産分配額に、各Ａ種優先株主等が権利を有するＡ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。 ２．非参加条項 Ａ種優先株主等に対しては、第１号のほか、残余財産の分配は行わない。 ３．日割未払優先配当金額 Ａ種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてＡ種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第２項第２号に従い計算されるＡ種

現行定款	変更案
	優先配当金相当額とする（以下、本条においてＡ種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。
（新設）	④　議決権 Ａ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
（新設）	⑤　金銭を対価とする取得請求権 １．金銭対価取得請求権 Ａ種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第４６１条第２項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、Ａ種優先株主が指定する日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の１０取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るＡ種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種優先株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第２項第４号に定めるＡ種累積未払配当金相当額の計算及び上記第３項第３号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がＡ種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日においてＡ種優先株主から償還請求がなされたＡ種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各Ａ種優先株主により償還請求がなされたＡ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はＡ種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 ２．償還請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 ３．償還請求の効力発生 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第２

現行定款	変更案
	号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。
(新設)	⑥　金銭を対価とする取得条項 当会社は、２０２４年3月３１日以降、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ａ種優先株主等に対して、金銭対価償還日の６０取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るＡ種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種優先株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第２項第４号に定めるＡ種累積未払配当金相当額の計算及び第３項第３号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がＡ種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るＡ種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、各Ａ種優先株主がＡ種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきＡ種優先株式を決定する。
(新設)	⑦　譲渡制限 なし。
(新設)	⑧　株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 １．当会社は、Ａ種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。 ２．当会社は、Ａ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ３．当会社は、Ａ種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
	（Ｂ種優先株式） **第13条の３**　当会社の発行するＢ種優先株式の内容は、次項から第９項に定めるものとする。
(新設)	②　剰余金の配当
(新設)	１．Ｂ種優先配当金 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当

現行定款	変更案
	をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下、「Ｂ種優先株主」という。）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（Ｂ種優先株主と併せて以下、「Ｂ種優先株主等」という。）に対し、第１３条の４第１項に定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株につき、第２号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりＢ種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下、「Ｂ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ｂ種優先配当金に、各Ｂ種優先株主等が権利を有するＢ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。 ２．Ｂ種優先配当金の金額 Ｂ種優先配当金の額は、１,０００,０００円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、Ｂ種優先配当年率（２０２６年３月３０日までの期間においては４．５％とし、２０２６年３月３１日以降の期間においては８．５％とする。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が２０２１年１２月末日に終了する事業年度に属する場合は、２０２１年３月３１日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を３６５日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は３６６日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＢ種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るＢ種優先配当金の額は、その各配当におけるＢ種優先配当金の合計額を控除した金額とする。 ３．非参加条項 当会社は、Ｂ種優先株主等に対しては、Ｂ種優先配当金及びＢ種累積未払配当金相当額（第４号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第７５８条第８号ロ若しくは同法第７６０条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第７６３条第１項第１２号ロ若しくは同法第７６５条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 ４．累積条項 ある事業年度に属する日を基準日としてＢ種優先株主等に対して行われた１株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るＢ種優先配当金につき本号に従い累積したＢ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＢ種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日

現行定款	変更案
	とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第２号に従い計算されるＢ種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記第２号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がＢ種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るＢ種優先配当年率で、１年毎（但し、１年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、１年を３６５日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は３６６日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「Ｂ種累積未払配当金相当額」という。）については、第１３条の４第１項に定める支払順位に従い、Ｂ種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われるＢ種累積未払配当金相当額に、各Ｂ種優先株主等が権利を有するＢ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。
（新設）	③　残余財産の分配 １．残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主等に対し、第１３条の４第２項に定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株につき、払込金額相当額に、Ｂ種累積未払配当金相当額及び第３号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「Ｂ種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＢ種累積未払配当金相当額を計算し、また、上記第２項第４号に定めるＢ種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がＢ種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、Ｂ種累積未払配当金相当額を計算する。なお、Ｂ種残余財産分配額に、各Ｂ種優先株主等が権利を有するＢ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。 ２．非参加条項 Ｂ種優先株主等に対しては、第１号のほか、残余財産の分配は行わ

現行定款	変更案
	ない。 ３．日割未払優先配当金額 Ｂ種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてＢ種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第２項第２号に従い計算されるＢ種優先配当金相当額とする（以下、本条においてＢ種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。
（新設）	④　議決権 Ｂ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
（新設）	⑤　普通株式を対価とする取得請求権 １．普通株式対価取得請求権 Ｂ種優先株主は、２０２２年３月３１日以降、２０２６年３月３１日までの期間、当会社に対して、第２号に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＢ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該Ｂ種優先株主に対して交付するものとする。 ２．Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の数に、Ｂ種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第３号及び第４号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第３項第１号に定めるＢ種残余財産分配額の計算のうちＢ種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、Ｂ種残余財産分配額、Ｂ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第１６７条第３項に定める金銭の交付は行わない。 ３．当初取得価額 取得価額は、当初1,６５８.3円とする。 ４．取得価額の調整 (a)　以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

現行定款	変更案
	(ア)　普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 (イ)　普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 (ウ)　下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は当会社の役員若しくは従業員若しくは当会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式給付信託のために普通株式を発行又は処分する場合、並びに２０２１年２月１５日付の取締役会決議及び当会社の第７２期（２０２０年１２月期）に係る定時株主総会決議に基づき発行する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「１株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。また、「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済

現行定款	変更案
	株式数（当会社が保有する普通株式の数を除く。）をいう。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、上記の「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 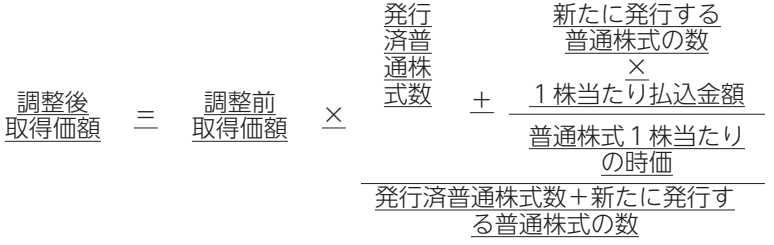 (エ)　当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(エ)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(エ)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (オ)　行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(オ)において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の

現行定款	変更案
	割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(オ)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(オ)による取得価額の調整は、第１回新株予約権、及び当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b)　上記(a)に掲げた事由によるほか、以下の(ア)乃至(ウ)のいずれかに該当する場合には、当会社はＢ種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 (ア)　合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 (イ)　取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (ウ)　その他、発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c)　取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。 (d)　取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する３０取引日の東京証券取

現行定款	変更案
	引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「ＶＷＡＰ」という。）その平均値（円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、ＶＷＡＰが発表されない日は含まないものとする。 (e)　取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 ５．普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 ６．普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が第５号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。 ７．普通株式の交付方法 当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたＢ種優先株主に対して、当該Ｂ種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
（新設）	⑥　金銭を対価とする取得請求権 １．金銭対価取得請求権 Ｂ種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額を限度として、Ｂ種優先株主が指定する日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の１０取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するＢ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るＢ種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)Ｂ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ｂ種優先株主

現行定款	変更案
	に対して交付するものとする。なお、本号においては、第２項第４号に定めるＢ種累積未払配当金相当額の計算及び上記第３項第３号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がＢ種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ｂ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日においてＢ種優先株主から償還請求がなされたＢ種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各Ｂ種優先株主により償還請求がなされたＢ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はＢ種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＢ種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 ２．償還請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 ３．償還請求の効力発生 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第２号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。
（新設）	⑦　金銭を対価とする取得条項 当会社は、２０２４年３月３１日以降、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ｂ種優先株主等に対して、金銭対価償還日の６０取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るＢ種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)Ｂ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ｂ種優先株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、上記第２項第４号に定めるＢ種累積未払配当金相当額の計算及び上記第３項第３号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がＢ種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ｂ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るＢ種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

現行定款	変更案
	なお、Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、各Ｂ種優先株主がＢ種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきＢ種優先株式を決定する。
（新設）	⑧　譲渡制限 なし。
（新設）	⑨　株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 １．当会社は、Ｂ種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。 ２．当会社は、Ｂ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ３．当会社は、Ｂ種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
（新設）	**（優先順位）** **第13条の４**　Ａ種優先配当金、Ａ種累積未払配当金相当額、Ｂ種優先配当金、Ｂ種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ａ種累積未払配当金相当額及びＢ種累積未払配当金相当額が第１順位（それらの間では同順位）、Ａ種優先配当金及びＢ種優先配当金が第２順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剰余金の配当が第３順位とする。
（新設）	②　Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、Ａ種優先株式に係る残余財産の分配及びＢ種優先株式に係る残余財産の分配を第１順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る残余財産の分配を第２順位とする。
（新設）	③　当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
（新設）	**（種類株主総会）** **第19条の２**　第１５条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。
（新設）	②　第１６条、第１７条及び第１９条の規定は、種類株主総会について準用する。
（新設）	③　第１８条第１項の規定は、会社法第３２４条第１項の規定による種類株主総会の決議について、第１８条第２項の規定は、会社法第３２４条第２項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第３号議案　第三者割当による普通株式、新株予約権および種類株式発行の件

当社は、2021年２月15日開催の取締役会において、双日株式会社（以下、「双日」といいます。）に対して、第三者割当により普通株式（以下、「本普通株式」といいます。）および第１回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資（双日）」といいます。）、ならびに株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社福岡銀行および株式会社西日本シティ銀行（以下、総称して「本優先株式割当先」といいます。）に対して、第三者割当によりＡ種優先株式およびＢ種優先株式（以下、Ａ種優先株式とＢ種優先株式を総称して「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資（優先株式）」といい、本第三者割当増資（双日）と本第三者割当増資（優先株式）を総称して「本件増資」といいます。）を決議いたしました。

本件増資により本普通株式の発行に係る議決権数58,207個、本新株予約権の全てが行使された場合に交付される普通株式に係る議決権数41,124個、Ｂ種優先株式の全てが普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数18,090個の合計117,421個を2020年12月31日現在における当社の発行済株式数に係る総議決権数379,233個で除して算出した希薄化率は30.96％となります。

このように、本件増資に伴う希薄化率は25％以上であることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）が規定する有価証券上場規程第432条に定める株主の皆様の意思確認手続として、本定時株主総会において、本件増資のご承認をお願いするものであります。

１．本第三者割当を提案する理由

（１）本第三者割当に至る経緯

ア.当社の財務状況および大規模な資本性資金の調達の必要性

当社グループは、創業以来、「“食”を通じて国民生活の向上に寄与すること」を基本理念として、お客様の食生活への貢献を企業目的として取り組んでまいりました。また、2012年12月期からは、ホテル事業の伸張を受け、「“食”＆“ホスピタリティ”を通じて国民生活の向上に寄与すること」を基本理念として、事業ごとにコア戦略を明確にし、長期的かつ安定的な企業価値の向上を図ることを企業目的として取り組んでまいりました。具体的な事業内容としては、「ロイヤルホスト」、「てんや」を主力とした外食事業を中心に、法人からの委託等により空港ターミナルビルや高速道路サービスエリア等において多種多様な飲食業態を運営しているコントラクト事業、関西国際空港・福岡空港・那覇空港等において国内外の航空会社から機内食の調製業務と搭載業務を受託している機内食事業、全国に「リッチモンドホテル」および提携ホテルを展開しているホテル事業、主に当社グループの各事業における食品製造、購買、物流業務等のインフラ機能を有し、グループ外企業向けの食品製造も行う食品事業の５つの事業を運営しております。今後も引き続き持続性のある成長に向けて対応すべく、如何なる時代においても上記の基本理念を礎と

して、企業価値の向上に向けて全社一丸となって取り組んでまいりました。
しかしながら、近時、外出自粛や都道府県を跨ぐ移動制限をはじめとして、新型コロナウイルス感染症拡大により人々の行動および生活様式が大きく変化したことを主な要因とした需要の急減により、当社グループ事業は非常に大きな打撃を受け、かつてないほどの厳しい経営環境であると言わざるを得ない状況が継続しております。
上記の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要急減を受け、当社は、足元の収益力の回復・向上を企図し、2020年５月以降「緊急事態への対応」施策を打ち出し、コスト削減対策として「費用削減」、「賃料減額」、「設備投資の見直し」、「不採算店の撤退」を、財務安定対策として「手元流動性の確保」を中心に取り組んでまいりました。コスト削減対策に関しては、「費用削減」として、管理可能な経費の削減、役員報酬の減額・残業時間の低減、下期賞与の減額に取り組み、「賃料減額」として、賃料減額、敷金返還の交渉を推進し、2020年度には「費用削減」と「賃料減額」合わせて約58億円の費用削減を、また約７億円の敷金の回収を行いました。「設備投資の見直し」としては、年間計画比で約47%、約27億円の設備投資額の削減を行いました。「不採算店の撤退」においては不採算店90店程度の撤退方針を決定しており、このうち2020年12月末までに71店の撤退が完了しており、2021年度には撤退により約12億円の損益改善を想定しております。「緊急事態への対応」としてコスト削減対策に関するこれらの施策を実施した結果、2020年度において、約59億円の費用削減および合計約34億円の投資削減・敷金回収を達成しております。
また、財務の安定性に関しては、「手元流動性の確保」としてコミットメントライン100億円、当座貸越40億円の借入枠を維持しており、2020年12月末の現預金残高として約139億円を有しております。
しかしながら、上記のとおり、「緊急事態への対応」に係る一連の取り組みは一定の成果を上げているものの、2020年12月期（通期）の業績は、緊急事態宣言の発出に伴う営業時間短縮等の営業縮小要請の受入およびソーシャルディスタンスの確保に伴う入店制限等により、主業である外食事業において平常時と同様の営業活動ができない状況が継続しており、また、移動制限に伴う空港ターミナルビル利用者の急減、高速道路通行量の減少、インバウンド需要の消失といった国内ビジネス・観光需要の消失の影響により、コントラクト事業、機内食事業およびホテル事業においても低調に推移した結果、売上高は約843億円（前年対比60%）まで落ち込みました。更に、利益額では、営業損失約193億円、経常損失約199億円、親会社株主に帰属する当期純損失約275億円を計上いたしました。自己資本は2019年12月末時点の約508億円から2020年12月末時点で約209億円まで毀損し、自己資本を増強することによる財務体質の改善が喫緊の課題であると認識しております。また、自己資本比率についても2019年12月末時点の49.6%から、2020年12月末時点で19.7%まで低下しており、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し収束時期も不透明な状況下、政府による緊急事態宣言の発出および各自治体からの営業時間短縮

等の要請、お客様の消費マインド等外部環境の変化に機動的に対応しながら、お客様と従業員の安心・安全を守る経営を安定的に継続していくためには、自己資本増強による財務体質改善が必要と判断いたしました。加えて、2021年１月に２度目の緊急事態宣言が発出され、業績回復の見込みが一層不透明となる中、「緊急事態への対応」の更なる推進が必要な状況に陥っており、運転資金等のための短期的な資金の調達も必要と認識しております。

また、当社では、「緊急事態への対応」に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い当社を取り巻くビジネス環境が激変していることを受け、グループに内在する経営課題を的確に捉え、経営課題の解決をもって再生のプロセスを歩む構造改革が必要不可欠であると考え、2020年５月、代表取締役社長(兼)ＣＥＯを本部長とする「構造改革推進本部」を設置いたしました。「構造改革推進本部」では、社会インフラの一翼を担う企業グループとしての存続を図るため、“選択と集中”による構造改革を進め、収益力の早期回復・向上を実現することをミッションとして、既存事業の立て直し、売上確保、生産性向上、不採算事業への対応といった経営構造改革、「てんや」事業等の事業単位での外部とのアライアンスによる効率性・収益性・成長性の向上の推進および足元の新型コロナウイルス感染症拡大による事業環境の悪化を機とした、ホテル事業や機内食事業といった赤字負担度が重い事業への対応や間接部門要員適正化による効率性向上を目的とした事業再編、当社への支援的資本注入といった様々な方策を検討いたしました。

その結果、今後策定を行う経営ビジョン2030および第６次中期経営計画の策定に向けた基盤整備を行うため、以下のとおり「変化への対応」、「経営効率化」、「成長分野の育成」を３本柱とする「構造改革の推進」における基本戦略を構築いたしました。

- 「変化への対応」
  - 各事業において新たなマーケットを創造
  - グループシナジーを最大限に発揮するＣＲＭ（Customer Relationship Management）の構築
  - 各事業の強みを更に強化し、顧客満足を向上
- 「経営効率化」
  - 事業再編を通じ効率的な体制へ（撤退、統合）
  - 固定費・コスト見直しにより収益構造を変革
  - ＳＣＭ（Supply Chain Management）の推進
- 「成長分野の育成」
  - 食品事業（ロイヤルデリ、冷凍アントレ、業務食）の拡大
  - テイクアウト・デリバリーに強みを持つ業態開発
  - 海外事業展開

当社は、上記基本戦略の構築の過程において、構造改革の推進およびその後の第６次中期経営計画の遂行には、海外への事業進出、サプライチェーンやＣＲＭの強化、新規事業

の創出といった成長へ向けた投資およびそのための資金調達が重要かつ必要であるとの認識に至りました。

イ.割当予定先選定の経緯

①普通株式および新株予約権

加えて、「緊急事態への対応」および「構造改革の推進」を軸とした自社努力による足元の収益力の回復・向上に努めておりました。具体的には、「変化への対応」における営業施策として、「ロイヤルホスト」におけるテイクアウト・デリバリーの拡充や、「成長分野の育成」における事業成長施策として、「シェフが手鍋でつくるこだわりの味を、お家（うち）で楽しむ」をコンセプトとしたレストラン品質のフローズン・ミール「ロイヤルデリ」の商品ラインナップを拡充する等、売上の確保に努めました。また、「経営効率化」における固定費削減施策として、赤字負担度が重いホテル事業や機内食事業への対応や、不採算店舗の撤退によるコスト構造の見直しを検討するほか、2020年度下期は事業環境の変化に即応できるよう同一セグメント内の子会社合併の実施、および統制を効かせ迅速な意思決定を可能とするため子会社を統括する事業推進本部の新設といった組織再編によるグループ運営体制の整備を行うとともに、経営効率化の一環として店舗網縮小に伴い要員の適正化を図るため、2020年10月27日付「早期希望退職者の募集に関するお知らせ」のとおり早期希望退職者の募集を行い、315名の応募がありました。しかしながら、取り巻く環境の変化は急速かつ厳しいものであり、自社単独での回復に限界を感じざるを得ず新たな選択を模索する状況にありました。方々、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いビジネス環境の変化は急速かつ非常に大きなものであり、自社努力によるビジネスモデルの構造改革だけでは十分ではないとの認識の下、異なる業種又は業態の企業とのアライアンスを通じて迅速かつダイナミックに新たなビジネスモデルの創出や事業基盤の強化を検討していくことが必要であると認識するに至り、2020年９月以降、アライアンスパートナーの選定を開始いたしました。

その後、2020年12月までの間に複数候補先から、人的・金融支援を含む資本業務提携に係る提案を受領しました。他方で、当社は、当社「機内食事業」の中心となる、当社の連結子会社であるロイヤルインフライトケイタリング株式会社（代表者：梅津光浩、所在地：大阪府泉南市泉州空港南１番地。以下、「ＲＩＣ」といいます。）について資本政策の検討をするなかで、双日からＲＩＣに対する議決権の過半数の獲得を前提とした資本参加（以下、「本マジョリティ出資」といいます。）のみならず、当社のアライアンスパートナーとして、長年の航空機関連事業を通じ双日が有する国内外のエアラインとの関係を通じた顧客基盤の拡大、双日の取引先ネットワークを活用した非航空系への食品販売、双日が出資参画する国内外の空港運営事業（将来参画予定のものを含む。）におけるビジネス機会の創出および双日の海外ネットワークを活用した海外機内食事業等への展開に関する提案を受けました。

当社は、双日からの当該提案を含め、候補先からの提案を基に、実現性、協業発展

性、収益拡大の可能性を含め様々な角度から検討を行った結果、当社と双日との間の資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）およびＲＩＣに関する本マジョリティ出資を実施することにより、当社グループと双日の結びつきを強めることができ、また、以下のとおり、本資本業務提携および本マジョリティ出資に伴う業務提携によるシナジーの発現をより確実にでき、かつこれらのシナジーを最大化できると見込めることから、当社グループの企業価値の向上に資するものと判断し、双日が資本業務提携の相手方として最適であると判断するに至り、2020年12月頃より双日と資本業務提携に関する協議を開始いたしました。

当社グループは、上記のとおり、外食事業・コントラクト事業・機内食事業・ホテル事業・食品事業の５つの事業を運営しております。

外食事業では、「構造改革の推進」における「成長分野の育成」として、海外、特にアジア地域において事業展開を進めていく方針ですが、アジア地域において店舗展開を進めていくための現地企業等とのネットワークやパートナーシップの必要性を認識しております。

コントラクト事業においては、更なる事業拡大を目指しておりますが、空港ターミナルビルや高速道路サービスエリア・パーキングエリア（SA/PA）は施設の絶対数が限られており、参入障壁が高いという事業特性があります。それ故に国内外の新規運営先の獲得のため、受託先施設の関連企業とのネットワーク構築や新業態の開発、魅力的なテナント誘致等の方策を検討しておりました。

一方、双日は、総合商社として、自動車やプラント、航空、医療インフラ、エネルギー、金属資源、化学品、食料、農林資源、消費財、工業団地等の各分野において、物品の売買および貿易業をはじめ、国内および海外における各種製品の製造・販売やサービスの提供、各種プロジェクトの企画・調整、各種事業分野への投資、ならびに金融活動等グローバルに多角的な事業を行っており、近年は事業ポートフォリオの軸足を、資源事業から航空産業・交通プロジェクト本部およびリテール・生活産業本部を含む非資源事業に移行したとのことです。2020年３月期の非資源事業の全体に占める当期純利益の割合は８割程度とのことであり、非資源事業は双日として引き続き重要な位置づけにあるとのことです。

以上を踏まえ、航空産業・交通プロジェクト本部およびリテール・生活産業本部を含む非資源事業を重要視する双日と、双日の同事業と関連性のある事業を運営する当社とでは、事業ポートフォリオの親和性は非常に高く、双日のネットワークを活かした協業によるシナジーの発現も大いに期待できると考えるに至りました。

また、双日の航空機リース、民間機・防衛関連機器代理店および販売等の航空事業や空港運営や鉄道等の交通インフラ関連事業、各種船舶および舶用機器を取り扱う船舶事業を手掛ける航空産業・交通プロジェクト本部については、双日（当時は日商株式会社）は1956年より米国ボーイング社の販売代理店として航空機の販売活動を開始し、

60年以上にわたる事業運営を背景に、航空機取扱実績は国内トップシェアを維持しています。また、国内外の空港運営事業への参画等を通じて、国内外の空港関連事業を営む会社とのネットワークを有していることから、機内食事業に加え、海外・国内問わずコントラクト事業における空港ターミナルビル内飲食店の運営受託事業でのシナジー発現の可能性は十分に存在すると考えました。

次に、双日の食品流通事業、商業施設運営事業、ブランド事業、消費財流通事業、繊維事業、林産資源事業等、消費者のニーズに応える多種多様な事業に国内外で取り組んでいるリテール・生活産業本部については、長年の歴史で確立したアジア各国のネットワークや顧客基盤を有しており、ＡＳＥＡＮ各国にビジネスを展開しております。当社が重要と考える成長市場であるインドネシア・ベトナムにおいても、双日は既に確固たる事業基盤を築いていることから、これまでは外食事業のフランチャイズ（ＦＣ）展開を中心に行っていた当社事業の海外進出についても、双日のネットワーク、知見、人材、案件発掘力により出店の加速や直営事業の確立が期待できると考えております。更に、商業施設運営事業についても、豊富な実績を持ち、より活性化させるための運営ノウハウを培っており、当社が行うコントラクト事業における高速道路サービスエリア・パーキングエリア（SA/PA）内の運営受託事業に対してもテナントの誘致や新業態の開発等の形でシナジーが発現し得ると考えました。

最後に、双日は、総合商社として国内外を問わず多数の調達先・販売先を有しており、国内有数の取引先ネットワークを構築しており、当社の各事業における調達先・販売先の拡充が可能と考えております。特に、当社の「食品事業」に関しては、双日との協業により、比較的短期的における成長が見込める分野と考えております。当社では、上記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、足元の収益力の回復・向上、「緊急事態への対応」施策を打ち出しコスト削減対策を進める一方で、「構造改革の推進」における「成長分野の育成」として、食品事業の拡大にも努めておりました。かかる中で、「ロイヤルデリ」の販売は、外食店舗の利用が減り自宅での食事時間が増えている環境を受け、2020年12月期第４四半期売上は同第１四半期比6.6倍と急成長いたしました。双日が有する“ネットワーク”と、食の領域における当社ならではのコンテンツを詰め込んだ“ロイヤルデリ”の商品性を融合させ、価値創造に向けた取り組みを推進することで、シナジーの発現が見込めるものと考えました。

以上を踏まえ、本資本業務提携により双日と「戦略パートナー」の関係性を構築することで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い今後必要となる短期的な運転資金および海外への事業進出、サプライチェーンやＣＲＭの強化、新規事業の創出といった成長投資に向けた資金を調達でき、自己資本の増強および自己資本比率の改善ができるとともに、上記のような双日との協業によるシナジーの創出が見込まれ、「緊急事態への対応」、「構造改革の推進」およびその後の持続的な成長が可能となり、当社グループの企業価値の向上を期待することができるものと考え、本資本業務提携を行うことを決定

し、2021年２月15日付で、双日および当社との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。

②Ａ種優先株式およびＢ種優先株式

上記「ア.当社の財務状況および大規模な資本性資金の調達の必要性」に記載のとおり、当社は自己資本の増強および自己資本比率の改善のための資金調達を必要としており、優先株式を発行し借入金の返済等に充当することを検討いたしました。このような中で、当社の優先株式による増資を前向きに検討いただけそうな投資家を対象に検討を進めた結果、当社の主要取引金融機関である株式会社みずほ銀行および株式会社日本政策投資銀行、ならびに、当社の主要取引金融機関でありかつ当社の本社所在地である福岡県に地盤を有する株式会社福岡銀行および株式会社西日本シティ銀行の計４行に当社の方針につきご理解をいただき、優先株式の発行について合意いたしました。

ウ.本件増資による資金調達を実施する理由

①普通株式および新株予約権

上記「ア.当社の財務状況および大規模な資本性資金の調達の必要性」および「イ.割当予定先選定の経緯」に記載のとおり、当社は「緊急事態への対応」、「構造改革の推進」およびその後の持続的な成長を達成するため、2020年９月以降アライアンスパートナーの選定を実施し、双日より本資本業務提携についての意向表明書を受領いたしました。受領した意向表明書にて、当社は双日より第三者割当による普通株式の発行に加えて、第三者割当による新株予約権の発行を行う本第三者割当増資（双日）の提案を受けました。

提案内容を当社内で検討する過程において、第三者割当による普通株式および新株予約権の発行については、普通株式については資金を確実かつ早期に調達可能であり、また、新株予約権については普通株式の発行とは異なるタイミングで新株予約権が行使されることにより本件増資のもたらす希薄化の影響を緩和させることが可能なものであると認識していたものの、大幅な希薄化を引き起こす恐れがあるとの懸念がありました。

しかしながら、「ア.当社の財務状況および大規模な資本性資金の調達の必要性」および「イ.割当予定先選定の経緯」に記載のとおり、双日との本資本業務提携については、運転資金および成長へ向けた投資資金の調達ならびに双日と協業することによる調達先・販売先の拡充や海外進出等のシナジーが見込まれ、「緊急事態への対応」、「構造改革の推進」およびその後の持続的な成長が可能となり当社グループの企業価値の向上が期待できるものと考えるに至りました。

また、別途検討しておりました双日によるＲＩＣへの本マジョリティ出資についても、本資本業務提携と同じく双日をパートナーとすることにより、当社グループと双日の結びつきを更に強固にし、資本業務提携によるシナジーをより高めることができると考えております。本資本業務提携および本第三者割当増資（双日）ならびにＲＩＣへの本マジョリティ出資を一連、一体の取引として実行することは、当社グループの中長期

的な企業価値の向上に資する取引であり、本第三者割当増資（双日）に伴う希薄化を踏まえてもなお、既存株主の皆様にも利益をもたらすことができるものとの判断に至りました。

②Ａ種優先株式およびＢ種優先株式

上記「ア.当社の財務状況および大規模な資本性資金の調達の必要性」に記載のとおり、当社は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自己資本の毀損および自己資本比率が低下していることから、資本充実に資する資金調達を行うべく、様々な選択肢を検討してまいりました。しかしながら、コミットメントラインを含む金融機関からの借入れ、社債発行および新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段では、当社の自己資本比率を維持・向上しつつ資金調達を行うことは達成できないため有効な選択肢ではないと判断いたしました。また、公募増資による株式の発行やライツオファリング・株主割当のみでは、実現可能性、調達金額の充分性等の観点から適切ではなく、また、上記のような本資本業務提携契約を締結し企業価値の向上に向けた施策を実施するために連携する双日と当社との間の協業についても、その効果を十分に期待できないこととなる可能性があると判断いたしました。また、双日との本資本業務提携に係る本第三者割当増資（双日）により発行される本普通株式および本新株予約権の目的となる普通株式の数が当社の発行済株式総数と比較して多数であること、また、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態および経営成績等を勘案すると、更なる第三者割当による普通株式の発行は、即時に大幅な希薄化が起こることから適切ではないと判断いたしました。

そのため、更なる希薄化を抑制しつつ、資本性の資金を調達することで財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須であり、そのためには第三者割当による優先株式の発行が最適であると考えるに至りました。

こうした中、投資家の特性、金額規模、経済条件等を勘案した上で、当社の優先株式による増資に前向きにご検討いただけそうな投資家を対象に検討を進めた結果、本優先株式割当先から本優先株式に係る条件提示を受け、当該条件につき慎重に検討し、また、本優先株式割当先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、資金調達・自己資本の増強策として、割当先との間で本優先株式の発行について合意いたしました。

本優先株式はいずれも無議決権種類株式であること、調達額の半分が普通株式を対価とする取得請求権が付与されていないＡ種優先株式によるものであること、ならびに、Ｂ種優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されているものの発行後１年後から５年後の間のみ行使可能な設計となっており発行後即時の議決権の希薄化を抑制することが可能であること、および取得価額は当社普通株式の時価を基準とした修正がなされないことから、既存株主の議決権の希薄化への一定の配慮がなされた設計となっており、本優先株式割当先に対する第三者割当の方法による本優先株式の発行により出資を受けることが、当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。

（2）払込金額が合理的であると判断した理由

①本普通株式

本普通株式の発行価額につきましては、当社株式の株価動向、市場動向、本普通株式の発行株式数等を勘案し、また双日との交渉の結果、本件発行決議に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年２月12日）の当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する１株当たり1,718円といたしました。

発行決議日の直前取引日までの直近１か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は１株1,828円（ディスカウント率6.03％）、発行決議日の直前取引日までの直近３か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は１株1,856円（ディスカウント率7.41％）、発行決議日の直前取引日までの直近６か月の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は１株1,853円（ディスカウント率7.28％）であります。

当社は、上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

また、当社監査等委員会より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本普通株式の発行については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年４月１日付）に準拠したものであり、特に有利な条件での発行に該当せず、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見が表明されております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目１番８号。以下、「赤坂国際会計」といいます。）に対して本新株予約権の価値分析を依頼いたしました。赤坂国際会計は、一般的な株式オプション価値算定モデルであり、本新株予約権の主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項格子モデルを用いて本新株予約権の価値算定を実施しており、当社は2021年２月15日付けで赤坂国際会計より本新株予約権の評価報告書（以下、「新株予約権評価報告書」といいます。）を取得しております。新株予約権評価報告書によれば、赤坂国際会計は、評価基準日時点の市場環境等を考慮した一定の前提（当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等）を設定しており、本新株予約権の公正な評価額を新株予約権１個当たり０円と算定しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権の払込金額を１個当たり１円とし、その他の発行条件を決定しております。本新株予約権の発行価額が当該評価額を下回らない金額で決定されており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権の発行条件は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、法令に違反する重大な事実

は認められない旨の意見が表明されております。

③本優先株式

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計に対して本優先株式の価値分析を依頼いたしました。赤坂国際会計は一般的な株式オプション価値算定モデルであり、本優先株式の主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項格子モデルを用いて本優先株式の価値算定を実施しており、当社は2021年２月15日付けで赤坂国際会計より本優先株式の評価報告書（以下、「種類株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

種類株式評価報告書によれば、赤坂国際会計は、評価基準日時点の市場環境等を考慮した一定の前提（本優先株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、Ｂ種優先株式の取得価額、Ｂ種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率、クレジットスプレッド等）を設定しており、Ａ種優先株式の公正な評価額をＡ種優先株式１株当たり977,000円から1,014,000円、Ｂ種優先株式の公正な評価額をＢ種優先株式１株当たり954,000円から1,016,000円と算定しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本優先株式の払込金額を１株当たり1,000,000円とし、その他の発行条件を決定しております。本優先株式の発行価額が当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本優先株式の発行条件は合理的であり、本優先株式の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本優先株式の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見が表明されております。

（3）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本普通株式の発行株式数は5,820,700株（議決権数58,207個）であり、2020年12月31日現在の当社発行済株式総数39,554,189株に対し、14.72％（2020年12月31日現在の当社議決権数379,233個に対しては15.35％）、本新株予約権の全てが行使された場合に交付される株式数は4,112,400株（議決権数41,124個）であり、2020年12月31日現在の当社発行済株式総数39,554,189株に対し、10.40％（2020年12月31日現在の当社議決権数379,233個に対しては10.84％）、Ｂ種優先株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される株式数は1,809,080株（議決権数18,090個）であり、2020年12月31日現在の当社発行済株式総数39,554,189株に対し、4.57％（2020年12月31日現在の当社議決権数379,233個に対しては4.77％）であります。これらを合計した本件増資による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数は11,742,180株（議決権数117,421個)であり、2020年12月31日現在の当社発行済株式総数39,554,189株に対し、

29.69%（2020年12月31日現在の当社議決権数379,233個に対しては30.96%）の割合で希薄化が生じることとなり、25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。なお、Ａ種優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付与されておらず、また当社株主総会における議決権も付与されないため、Ａ種優先株式の発行によって普通株式の希薄化は生じません。

本件増資により以上のような希薄化が生じることが見込まれますが、本件増資は財務基盤の改善、運転資金の確保、成長への投資に向けた資金の確保、および割当予定先である双日との関係を強化することによる収益力の増加等が見込まれ、本普通株式、本新株予約権およびＢ種優先株式の発行は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、割当予定先との間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値および株主価値の向上に資すると見込まれることから、本普通株式、本新株予約権、およびＢ種優先株式の発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

2．募集の内容

① 本普通株式

（1）発行新株式数 （募集株式の数）	普通株式　5,820,700株
（2）払込金額	１株につき1,718円
（3）払込金額の総額	9,999,962,600円
（4）増加する資本金および資本準備金の額	増加する資本金の額　4,999,981,300円（１株につき859円） 増加する資本準備金の額　4,999,981,300円（１株につき859円）
（5）募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により双日株式会社に全株式を割り当てます。
（6）払込期日	2021年３月31日(水)
（7）その他	本普通株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、ならびに本定時株主総会において本定款変更に係る議案および本件増資に係る議案が承認されることが条件となります。

② 本新株予約権

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通優先株式　4,112,400株
(2) 新株予約権の総数	41,124個
(3) 新株予約権の払込金額	41,124円
(4) 行使期間	2021年４月１日から2027年３月31日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)まで
(5) 行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額　1,908円 行使価額は、行使請求の通知日の直前取引日（以下、「修正日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,431円（以下、「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。また、本新株予約権には、前回の行使価額修正以後６か月が経過するまでは行使することができないものとされております。
(6) 募集または割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により双日株式会社に全新株予約権を割り当てます。
(7) 割当日	2021年３月31日(水)
(8) その他	本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、ならびに本定時株主総会において本定款変更に係る議案および本件増資に係る議案が承認されることが条件となります。 なお、本新株予約権に関して当社が行使価額を修正する頻度は６か月に１度以下であることから、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第１項および日本証券業協会の定める第三者割当増資等の取扱いに関する規則第２条第２号の定める「ＭＳＣＢ等」には該当しません。

（注）本新株予約権の内容の詳細につきましては、第１回新株予約権発行要項（別紙）をご参照ください。

③　A種優先株式

（1）発行新株式数 （募集株式の数）	A種優先株式　3,000株
（2）払込金額	1株につき1,000,000円
（3）払込金額の総額	3,000,000,000円
（4）増加する資本金および資本準備金の額	増加する資本金の額　1,500,000,000円（1株につき500,000円） 増加する資本準備金の額　1,500,000,000円（1株につき500,000円）
（5）募集または割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 ・株式会社みずほ銀行　1,500株 ・株式会社日本政策投資銀行　900株 ・株式会社福岡銀行　300株 ・株式会社西日本シティ銀行　300株
（6）払込期日	2021年3月31日(水)
（7）その他	普通株式を対価とする取得請求権および取得条項はありません。 A種優先株式の発行については、本定時株主総会において、本定款変更に係る議案および本件増資に係る議案が承認されることを含む投資契約に定められる前提条件の充足が条件となります。

（注）A種優先株式の内容につきましては、第2号議案をご参照ください。

④　B種優先株式

（1）発行新株式数 （募集株式の数）	B種優先株式　3,000株
（2）払込金額	1株につき1,000,000円
（3）払込金額の総額	3,000,000,000円
（4）増加する資本金および資本準備金の額	増加する資本金の額　1,500,000,000円（1株につき500,000円） 増加する資本準備金の額　1,500,000,000円（1株につき500,000円）
（5）募集または割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 ・株式会社みずほ銀行　1,500株 ・株式会社日本政策投資銀行　900株 ・株式会社福岡銀行　300株 ・株式会社西日本シティ銀行　300株
（6）払込期日	2021年3月31日(水)
（7）その他	普通株式を対価とする取得請求権に関する規定が設けられております。 普通株式を対価とする取得条項はありません。 B種優先株式の発行については、本定時株主総会において、本定款変更に係る議案および本件増資に係る議案が承認されることを含む投資契約に定められる前提条件の充足が条件となります。

（注）B種優先株式の内容につきましては、第2号議案をご参照ください。

(別紙)

第１回新株予約権発行要項

１．本新株予約権の名称

ロイヤルホールディングス株式会社第１回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

２．本新株予約権の総数

41,124個

３．本新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たりの払込金額１円（本新株予約権の払込金額の総額41,124円)

４．割当日

2021年３月31日

５．払込期日

2021年３月31日

６．募集の方法

第三者割当ての方法により、双日株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。

７．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式4,112,400株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。)。

なお、決議日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整する。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てることとする。

調整後割当株式数 ＝ 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

調整後割当株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日（基準日の定めがないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

その他、決議日後、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会により、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。

8．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初1,908円とする。

9．行使価額の修正

第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下、「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,431円（以下、「下限行使価額」といい、第10項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

10．行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（株式無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員若しくは従業員又は当社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式給付信託のために当社普通株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式（但し、2021年２月15日付の取締役会決議及び本会社の第72期（2020年12月期）に係る定時株主総会決議に基づき発行するロイヤルホールディングス株式会社Ｂ種優先株式を除く。）又は下記第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤　本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)　①　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有す

る当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第９項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2021年４月１日から2027年３月31日までとする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。　上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第１項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）

(2) 振替機関が必要であると認めた日

(3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定す

る期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

(4) 前回の修正日以後６ヶ月が経過する日まで

12. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権１個当たり１円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(2) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権１個当たり１円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については当社の取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むも

のとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項格子モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権１個当たりの払込金額を１円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第８項記載のとおりとし、行使価額は当初、2021年２月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　福岡法人支店

21. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名の増員を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者番号６番の山口幸一氏および同７番の村井宏人氏は、当社と第３号議案に係る普通株式および新株予約権の割当予定先である双日株式会社との間で締結された資本業務提携契約の規定にしたがい割当予定先が指名する候補者であり、その選任の効力は、第３号議案が原案どおり承認可決され、同議案に係る普通株式および新株予約権の発行の効力が生じることを条件として、払込期日である2021年３月31日をもって生じるものといたします。

本議案につきましては、監査等委員会は全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 菊地（きくち） 唯夫（ただお） (1965年12月4日生)	1988年 4月　㈱日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行 1997年 6月　同行秘書室秘書役 2000年 2月　ドイツ証券会社東京支店入社 2003年 4月　同社投資銀行本部ディレクター 2004年 4月　当社入社執行役員総合企画部長兼法務室長 2007年 3月　当社取締役総合企画部長兼法務部長兼グループマネジメント部長 2008年11月　当社取締役事業統括本部副本部長（財務・経営計画担当）兼総合企画部長兼法務部長 2009年 5月　当社取締役管理本部長兼総合企画部長兼法務部長 2009年10月　当社取締役管理本部長 2010年 3月　当社代表取締役社長 2010年 5月　㈱ハブ社外取締役 2016年 3月　当社代表取締役会長(兼)CEO 2016年 5月　一般社団法人日本フードサービス協会会長 2018年 2月　キュービーネットホールディングス㈱社外取締役（現任） 2019年 3月　当社代表取締役会長（現任） 2020年 4月　京都大学経営管理大学院特別教授（現任） (重要な兼職の状況) キュービーネットホールディングス㈱社外取締役 京都大学経営管理大学院特別教授	4,700株
	取締役候補者とした理由 当社の代表取締役として当社グループの経営を担ってきた実績、業界における幅広いネットワーク、並びに経営全般における豊富な見識や職務経験を有し、グループ全体の監督を適切に行うとともに、当社グループのさらなる企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	再任 黒須 康宏 (くろす やすひろ) (1958年10月10日生)	1982年6月　当社入社 2005年12月　アールアンドケーフードサービス㈱（現ロイヤルフードサービス㈱）取締役管理部長 2008年11月　当社事業統括本部営業推進部営業推進役 2009年1月　アールアンドケーフードサービス㈱（現ロイヤルフードサービス㈱）取締役企画業務部長 2010年4月　当社管理本部副本部長 2010年5月　㈱ハブ社外取締役（2016年5月退任） 2011年1月　ロイヤルホスト㈱（現ロイヤルフードサービス㈱）取締役副社長 2011年3月　当社取締役 2016年3月　当社代表取締役社長(兼)COO 2019年3月　当社代表取締役社長(兼)CEO 2019年5月　㈱ハブ社外取締役（現任） 2020年5月　当社代表取締役社長(兼)CEO(兼)構造改革推進本部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ハブ社外取締役	6,000株
	取締役候補者とした理由 長年にわたる飲食事業における豊富な業務経験と、当社の代表取締役として当社グループの経営を担ってきた実績と経験に基づき、グループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	再任 木村 公篤 (きむら ともあつ) (1958年8月19日生)	1982年4月　ソニー㈱入社 1988年1月　三井信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱）入行 1989年6月　㈱日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行 2005年2月　同行経理部長 2006年4月　ロイヤルマネジメント㈱取締役副社長 2007年1月　当社執行役員経理部長 2011年3月　当社取締役経理部長 2013年1月　当社取締役財務企画部長 2019年3月　当社常務取締役財務企画部長（現任） 2020年5月　㈱ハブ社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ハブ社外監査役	13,200株
	取締役候補者とした理由 長年にわたり財務・経理業務に従事し、当社グループの財務体質改善に貢献しており、その高い専門性と経験に基づき、当社グループの財務戦略に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任
貴堂（きどう）　聡（さとし）
(1962年２月４日生)</td><td>1984年４月　㈱日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行
2005年４月　当社入社
2008年10月　ロイヤルマネジメント㈱代表取締役社長
2010年４月　アールアンドケーフードサービス㈱（現ロイヤルフードサービス㈱）取締役管理部長
2011年１月　当社管理本部長
2012年１月　当社執行役員戦略企画部長
2013年３月　当社取締役経営企画部長
2020年３月　当社取締役経営企画部長(兼)リスク管理室長
2021年１月　当社取締役（現任）</td><td>2,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
長年にわたる経営管理業務における豊富な業務経験と、当社グループでの経営者としての豊富な知識と経験に基づき、当社グループのさらなる事業拡大や企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任
橋本（はしもと）　哲也（てつや）
(1955年11月27日生)</td><td>1979年４月　当社入社
1995年３月　当社ロイヤルホスト事業部長
2001年１月　当社メニュー企画部長（2003年4月退社）
2003年５月　㈱フライングガーデン入社
2011年９月　ロイヤルホスト㈱（現ロイヤルフードサービス㈱）入社企画開発部長
2013年１月　ロイヤル空港高速フードサービス㈱（現ロイヤルコントラクトサービス㈱）取締役経営企画室長
2013年４月　同社代表取締役社長
2018年３月　ロイヤルコントラクトサービス㈱代表取締役社長
2018年３月　当社執行役員コントラクト事業担当
2019年３月　当社取締役　外食・コントラクト・機内食・ホテル事業担当
2021年１月　当社取締役事業推進本部長（現任）</td><td>900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
長年にわたる飲食事業における豊富な業務経験と、当社グループでの経営者としての豊富な知識と経験に基づき、当社グループのさらなる事業拡大や生産性向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	新任　社外 山口 幸一（やまぐち こういち） (1962年12月25日生)	1986年４月　日商岩井㈱（現双日㈱）入社 2006年10月　双日米国会社シアトル支店長 2012年８月　双日㈱航空事業部長 2015年４月　同社執行役員航空産業・情報本部長 2018年４月　同社執行役員航空産業・交通プロジェクト本部長 2019年４月　同社常務執行役員航空産業・交通プロジェクト本部長（現任） （重要な兼職の状況） 双日エアロスペース㈱　取締役 KEYSTONE HOLDINGS (GLOBAL) PTE.LTD. DIRECTOR 双日マリンアンドエンジニアリング㈱　取締役 下地島エアポートマネジメント㈱　取締役 熊本国際空港㈱　取締役 JSC INTERNATIONAL AIRPORT KHABAROVSK DIRECTOR SOJITZ TRANSIT & RAILWAY CANADA INC. DIRECTOR PRO-SPHERE INC. DIRECTOR CAD RAILWAY INDUSTRIES LIMITED DIRECTOR CAD RAILWAY PROPERTIES INC. DIRECTOR CALTRAX INC. DIRECTOR PALAU INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION DIRECTOR	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 長年にわたる商社における豊富な業務経験を活かし、双日株式会社と当社グループの協業関係を最大限発揮させ、当社グループの事業拡大と企業価値向上に寄与することを期待し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	新任　社外 村井 宏人（むらい ひろと） (1967年２月27日生)	1989年４月　日商岩井㈱（現双日㈱）入社 2005年10月　ﾀｲ、AAPICO HITECH PUBLIC COMPANY LIMITED EXECUTIVE DIRECTOR 2010年４月　双日㈱機械部門自動車第二部 部長 2012年５月　同社経営企画部 部長 2014年10月　同社自動車担当部門長補佐 2015年４月　同社自動車本部副本部長 2016年４月　同社自動車本部長 2018年４月　同社執行役員自動車本部長 2020年４月　同社執行役員リテール・生活産業本部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ＪＡＬＵＸ　社外取締役 双日食料㈱　取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 長年にわたる商社における豊富な業務経験を活かし、双日株式会社と当社グループの協業関係を最大限発揮させ、当社グループの事業拡大と企業価値向上に寄与することを期待し、取締役候補者といたしました。		

（注）１．村井宏人氏は、株式会社ＪＡＬＵＸの社外取締役であり、当社の子会社は同社から食材および飲料・食品等を購入し、同社へ商品等を販売しております。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．山口幸一氏および村井宏人氏は社外取締役候補者であります。
３．当社は、山口幸一氏および村井宏人氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
４．当社は、各取締役を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。各候補者が再任または選任された場合は、各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、被保険者が負担することとなる被保険者としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が蒙る損害を当該保険により填補するものであります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

①　事業の状況

当連結会計年度のわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、人の移動を伴うビジネスや外食等サービス業を中心に企業収益や雇用環境が急速に悪化したため、マイナス成長となる状況となりました。Ｇｏ　Ｔｏ キャンペーンなどの需要喚起策や海外における中国経済の改善もあって、一部には持ち直しの動きもみられたものの、年後半においては、国内の感染者数が大幅に増加し、感染症が経済活動に大きな影響を及ぼす状況が続いております。

当業界におきましては、緊急事態宣言下には、外出自粛が呼び掛けられるとともに、政府や各自治体から臨時休業や営業時間短縮などの要請を受けることとなり、外食需要が減少した一方で、テイクアウトやデリバリーでの販売が増加するなど、事業を取り巻く環境には大きな変化が生じております。

このような経営環境の下、当社グループでは、政府や各自治体からの方針や業界のガイドラインに対応しながら、各店舗、工場、オフィスにおいて感染防止対策の取組みを強化いたしました。また、各事業における需要の急減を受け、「緊急事態への対応」として費用削減の取組みや不採算店の撤退などを行いました。

これらの施策を実施いたしましたが、当連結会計年度の売上高は84,304百万円（前年同期比△40.0％）、営業損失は19,269百万円（前年同期営業利益4,648百万円）、経常損失は19,855百万円（前年同期経常利益4,639百万円）となりました。

また、投資有価証券売却益411百万円を特別利益に、固定資産の減損損失5,330百万円、早期割増退職金1,373百万円等、総額7,598百万円を特別損失に計上したほか、法人税等1,504百万円、非支配株主に帰属する当期純損失1,014百万円を計上し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は27,532百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益1,923百万円）となりました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告申しあげます。

【外食事業】

当社グループの基幹である外食事業におきましては、ホスピタリティ・レストラン「ロイヤルホスト」、天丼・天ぷら専門店「てんや」、ピザレストラン「シェーキーズ」、サラダバー＆グリル「シズラー」などのチェーン店のほか、ビアレストラン、カフェ、各種専門店等の多種多様な飲食業態を展開しております。

主力の「ロイヤルホスト」におきましては、国産素材を使用したメニューや季節感を感じるデザートを提供いたしました。また、新たな需要の創出として、テイクアウトメニューやデリバリーサービスを拡充し、中食市場の開拓に注力いたしました。

「てんや」におきましては、看板メニューの販売価格を見直し、ワンコインの500円に改定いたしました。加えて、テイクアウト商品を強化するとともに、デリバリーサービスの導入店舗を拡大し、お客様の利便性を高める施策を実施いたしました。また、国内直営店として「天丼てんや錦糸町南店」、海外フランチャイズ店としてシンガポール１号店の「天丼てんやオーチャード・セントラル店」を新たに出店いたしました。

「専門店」におきましては、ミドルサイズチェーンの「シェーキーズ」、「シズラー」において、アメリカの食文化や料理を紹介するフェアを実施いたしました。また、「ロイヤルガーデンカフェ＆タバーン豊洲」を出店いたしました。

当連結会計年度におきましては、上記施策を実施いたしましたが、外出や会食を自粛する動きが拡がり、外食の需要が減少したことにより、売上高は46,254百万円（前年同期比△26.1％）、経常損失は3,813百万円（前年同期経常利益2,379百万円）となりました。

【コントラクト事業】

コントラクト事業におきましては、法人からの委託等により、空港ターミナルビル、高速道路サービスエリア、コンベンション施設、オフィスビル、医療介護施設、百貨店、官公庁等において、それぞれの立地特性に合わせた多種多様な飲食業態を展開しております。

当連結会計年度におきましては、空港ターミナルビル内の既存店からの業態転換で「ロイヤルホスト羽田空港店」、高速道路パーキングエリア内で「寄居パーキングエリア上り線店」、オフィスビルでクラウドキッチンのテスト店舗である「ミライダイニング文京コート店」、医療施設内で「ロイヤルホスト九州大学病院店」など計７店舗を新たに出店いたしました。一方で、空港ターミナル利用者の急減、高速道路通行量の減少、コンベンション施設での各種イベントの制限、顧客企業でのテレワーク強化

などにより、売上高は18,569百万円（前年同期比△46.4%）、経常損失は2,602百万円（前年同期経常利益1,425百万円）となりました。

【機内食事業】

機内食事業におきましては、関西国際空港、福岡空港および那覇空港等において、国内外の航空会社より機内食の調製業務と搭載業務を受託しております。

当連結会計年度におきましては、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、出入国制限が実施され、主要販売先である国際線航空便の需要がほぼ消失いたしました。このような状況の中、航空会社以外の取引先への業務食の出荷や雇用調整助成金の活用により、業績の回復を図ったものの、売上高は2,325百万円（前年同期比△75.6%）、経常損失は1,879百万円（前年同期経常利益1,040百万円）となりました。

【ホテル事業】

ホテル事業におきましては、「ひとと自然にやさしい、常にお客さまのために進化するホテル」を経営理念として掲げ、全国に「リッチモンドホテル」等を44店舗展開しております。

当連結会計年度におきましては、高い顧客満足度を維持・向上するための施策を継続するとともに、岩手県内で初となる「リッチモンドホテル盛岡駅前」を開業いたしました。一方で、企業の出張抑制に伴う需要の減少、国内での観光需要の低迷、インバウンド需要の消失といった事業環境において、テレワークプランの販売等のビジネス需要の掘り起こしや地域内の観光需要の取込みに注力したものの、売上高は13,991百万円（前年同期比△53.8%）、経常損失は6,996百万円（前年同期経常利益3,622百万円）となりました。

【食品事業】

食品事業におきましては、主に当社グループの各事業における食品製造、購買、物流業務等のインフラ機能を担っているほか、グループ外企業向けの食品製造も行っております。

当連結会計年度におきましては、ロイヤルホストを中心としたグループ向けの製造販売量が減少したことに加え、グループ外向けの出荷も低調に推移いたしました。コロナ禍での消費行動の変化に対応し、内食市場をターゲットとした「ロイヤルデリ」の販売拡大に注力いたしましたが、売上高は8,175百万円（前年同期比△24.8%）、経常損失は727百万円（前年同期経常利益242百万円）となりました。

＜事業セグメント別売上高、経常利益＞

	売上高			経常利益		
	金額	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
	百万円	%	%	百万円	%	%
外食事業	46,254	51.7	△26.1	△3,813	23.9	—
コントラクト事業	18,569	20.8	△46.4	△2,602	16.3	—
機内食事業	2,325	2.6	△75.6	△1,879	11.8	—
ホテル事業	13,991	15.6	△53.8	△6,996	43.8	—
食品事業	8,175	9.1	△24.8	△727	4.5	—
その他の事業	181	0.2	△2.2	41	△0.3	5.4
小計	89,498	100.0	△39.6	△15,978	100.0	—
全社部門	—	—	—	△3,877	—	—
相殺消去	△5,194	—	—	—	—	—
合計	84,304	—	△40.0	△19,855	—	—

(注) 以上の「① 事業の状況」に記載している「売上高」には、その他の営業収入を含めております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は6,509百万円（リース資産を含む）で、その主なものは外食事業およびホテル事業における新規出店および既存店舗の改装・改修等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、関係会社株式の取得資金および新型コロナウイルス感染症の流行下における手元流動性の確保を目的に、総額24,500百万円の短期借入金による資金調達を行いました。加えて、手元流動性のさらなる充実を図り財務健全性を確保する目的で、取引銀行５行との間に総額10,000百万円の貸出コミットメント契約を締結しており、当連結会計年度末時点において全額未使用となっております。

なお、当社は、2021年２月15日開催の取締役会において、双日株式会社を割当予定先とする普通株式および第１回新株予約権の発行ならびに取引銀行を割当予定先とするＡ種優先株式・Ｂ種優先株式の発行を、2021年３月26日開催予定の定時株主総会による承認等を条件として決議しております。

(2) 対処すべき課題

2021年度におきましても、世界的にワクチン開発や接種が進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明であり、影響の長期化が懸念されております。また、米国大統領交代や米中関係の行方も経済活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、国内においては、外出控えやテレワークの浸透により、生活様式が大きく変化しており、従来の業務体制や事業の仕組みを大きく変革していくことが求められております。

このような状況の下、収益力の回復・向上に向けて、「変化への対応」「経営効率化」「成長分野の育成」を３本柱とした構造改革を推進してまいります。「変化への対応」では中食市場開拓などの新たな需要の創出、「経営効率化」では事業再編や固定費低減などによる収益構造の変革、「成長分野の育成」では食品事業の拡大やテイクアウト・デリバリーに強みを持つ業態の開発、海外事業の展開などに注力し、新たな経営環境に対応していけるよう努力してまいります。

加えまして、当社は新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言の発出等に伴い、2020年度において27,532百万円と多額の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至り、早急に財務基盤の強化を図ることとともに、新たな経営環境への対応と成長のための資金を確保することが必要な状況となっており、外部からの資本調達の実施等安定かつ十分な財務基盤の整備に努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援のほど、よろしくお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第69期 (2017年度)	第70期 (2018年度)	第71期 (2019年度)	第72期 (2020年度)
売　上　高　(百万円)	135,563	137,701	140,578	84,304
経常利益又は 経常損失 (△)　(百万円)	6,056	5,765	4,639	△19,855
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)　(百万円)	3,533	2,791	1,923	△27,532
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	93円06銭	73円71銭	51円54銭	△737円44銭
総　資　産　(百万円)	97,138	99,262	102,540	105,896
純　資　産　(百万円)	51,973	51,125	52,028	21,011
1株当たり純資産	1,343円02銭	1,336円77銭	1,361円56銭	559円62銭

(注) 1．「売上高」には、その他の営業収入を含めて記載しております。
2．「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社は、株式給付信託（J－ESOP）制度を導入しており、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。
3．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を第71期（2019年度）の期首から適用しており、第70期（2018年度）に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(4) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
ロ イ ヤ ル 株 式 会 社	100百万円	100.0%	外食インフラ機能（製造・購買・物流業務）
ロ イ ヤ ル ホ ス ト 株 式 会 社	100百万円	100.0%	ホスピタリティ・レストラン「ロイヤルホスト」「カウボーイ家族」等の運営
株式会社テン コーポレーション	100百万円	100.0%	天丼・天ぷら専門店「てんや」等の運営
アールアンドケーフードサービス株式会社	100百万円	100.0%	「シズラー」「シェーキーズ」「ロイヤルガーデンカフェ」および専門店等の運営
ロイヤル空港高速フードサービス株式会社	100百万円	100.0%	高速道路サービスエリアおよび空港ターミナルビルにおけるレストラン・売店の運営
ロイヤルコントラクトサービス株式会社	100百万円	100.0%	企業内給食施設および医療関連施設等を中心とした飲食店の運営
ロイヤルインフライトケイタリング株式会社	100百万円	100.0%	関西国際空港、福岡空港および那覇空港における機内食の調製、搭載
アールエヌティーホテルズ株式会社	100百万円	92.0%	「リッチモンドホテル」等の運営
ロイヤルマネジメント株式会社	100百万円	100.0%	グループ会社への間接業務の提供

(注) 1．アールアンドケーフードサービス株式会社は、2020年12月16日付で株式交換により完全子会社となりました。
2．ロイヤルコントラクトサービス株式会社は、2020年12月16日付で株式売渡請求により完全子会社となりました。
3．ロイヤルホスト株式会社は、2021年１月１日付で株式会社テン コーポレーションおよびアールアンドケーフードサービス株式会社を吸収合併し、同日付で商号をロイヤルフードサービス株式会社に変更しております。
4．ロイヤル空港高速フードサービス株式会社は、2021年１月１日付でロイヤルコントラクトサービス株式会社を吸収合併し、同日付で商号をロイヤルコントラクトサービス株式会社に変更しております。
5．天雅餐飲股份有限公司は、2020年12月31日付で解散いたしました。
6．当社の出資比率につきましては、小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 主要な事業内容

① 外食事業
チェーンレストラン、専門店等の運営
② コントラクト事業
法人からの委託等によるレストラン等の運営
③ 機内食事業
航空機内食の調製、搭載
④ ホテル事業
「リッチモンドホテル」等の運営
⑤ 食品事業
食品製造、購買、物流業務

(6) 主要な営業所、工場および店舗

① 当社の主要な事業所

・本社　福岡県福岡市博多区

・東京本部　東京都世田谷区

② 子会社の主要な事業所および工場

・ロイヤル株式会社福岡食品工場　福岡県福岡市博多区

・ロイヤル株式会社東京食品工場　千葉県船橋市

・ロイヤルインフライトケイタリング株式会社本社および工場　大阪府泉南市

③ 当社グループ店舗

業　態	店舗数	前期末比
レストラン・売店	695	△86
ロイヤルホスト	231	±0
てんや	197	△32
カウボーイ家族	7	△11
その他	260	△43
ホテル	44	+1
グループ合計	739店舗	△85店舗

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比
2,680名	△26名

(注) 1．従業員数には、パート・アルバイトを含んでおりません。
なお、パート・アルバイトの期中各月平均人員（1人当たり8時間／日換算）は、6,593名であります。

2．当社は、2020年12月に早期希望退職者の募集を行い、従業員315名の応募がありました。一部業務上の必要から調整した者を除き2021年1月31日に退職し、全応募者が2021年3月31日までに退職予定であります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	13,220
株式会社福岡銀行	5,197
株式会社西日本シティ銀行	4,062
株式会社三菱UFJ銀行	3,065
株式会社三井住友銀行	2,435

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　120,000,000株

(2) 発行済株式の総数　37,952,265株（自己株式 1,601,924株を除く）

(3) 株主数　24,759名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公益財団法人江頭ホスピタリティ事業振興財団	2,452	6.46
キルロイ興産株式会社	1,624	4.28
株式会社ダスキン	1,400	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,064	2.80
日本生命保険相互会社	803	2.12
株式会社西日本シティ銀行	765	2.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	701	1.85
ハニューフーズ株式会社	692	1.82
株式会社三越伊勢丹	681	1.79
株式会社福岡銀行	673	1.77

（注）1．上記のほかに、当社は自己株式1,601千株を保有しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3．自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）制度に伴い保有している当社株式611千株は含んでおりません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊地　唯夫	キュービーネットホールディングス株式会社社外取締役 京都大学経営管理大学院特別教授
代表取締役社長	黒須　康宏	ＣＥＯ 構造改革推進本部長 株式会社ハブ社外取締役
常務取締役	野々村 彰人	イノベーション・食品事業担当
常務取締役	木村　公篤	財務企画部長 株式会社ハブ社外監査役
取締役	貴堂　　聡	経営企画部長兼リスク管理室長
取締役	橋本　哲也	外食・コントラクト・機内食・ホテル事業担当
取締役（常勤監査等委員）	冨永　真理	公益財団法人江頭ホスピタリティ事業振興財団専務理事
取締役（監査等委員）	高峰　正雄	公認会計士・税理士 高峰正雄事務所代表
取締役（監査等委員）	石井　秀雄	株式会社あらた社外取締役
取締役（監査等委員）	中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士 帝人株式会社社外監査役 日本電気計器検定所監事

（注）1．2020年３月25日開催の第71期定時株主総会において、冨永真理氏および中山ひとみ氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
2．2020年３月25日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、冨永真理氏は任期満了により取締役を、浦一馬氏および久保田康史氏は任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
3．取締役高峰正雄氏、石井秀雄氏および中山ひとみ氏は、会社法第２条第１５号に定める社外取締役であります。
4．当社は、社外取締役高峰正雄氏、石井秀雄氏および中山ひとみ氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
5．当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員を選定することとし、監査等委員会の決議により、冨永真理氏が常勤監査等委員に選定されております。
6．常勤監査等委員冨永真理氏は、機内食事業をはじめ長年にわたる飲食事業における豊富な業務経験に加えて、監査業務における相当程度の知見を有しております。
7．監査等委員高峰正雄氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8．監査等委員石井秀雄氏は、金融機関における長年の職務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9．監査等委員中山ひとみ氏は、弁護士として、法務および財務に関する相当程度の知見を有しております。

10. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。
2020年５月８日付

氏　名	異　動　後	異　動　前
黒須康宏	代表取締役社長（兼）CEO （兼）構造改革推進本部長	代表取締役社長（兼）CEO

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く）　７名 126百万円
取締役（監査等委員）　６名　25百万円　（うち社外　４名　14百万円）

（注）1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2016年３月29日開催の第67期定時株主総会において、「年額２億円以内と定めた固定枠と、前事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の2.0％以内と定めた変動枠の合計額」（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2016年３月29日開催の第67期定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係（2020年12月31日現在）

取締役（監査等委員）高峰正雄氏は、公認会計士・税理士 高峰正雄事務所代表を兼務しております。なお、当社と公認会計士・税理士 高峰正雄事務所との間には重要な取引はありません。

取締役（監査等委員）石井秀雄氏は、株式会社あらた社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社あらたとの間には重要な取引はありません。

取締役（監査等委員）中山ひとみ氏は、霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士および帝人株式会社社外監査役、日本電気計器検定所監事を兼務しております。なお、当社と霞ヶ関総合法律事務所および帝人株式会社、日本電気計器検定所との間には重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活動状況
取　締　役 (監査等委員)	高峰　正雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよび監査等委員会13回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を適宜行っております。
取　締　役 (監査等委員)	石井　秀雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよび監査等委員会13回の全てに出席し、金融機関における長年の職務経験および経営者としての豊富な経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行っております。
取　締　役 (監査等委員)	中山　ひとみ	2020年３月25日就任以降に開催された取締役会14回の全ておよび監査等委員会９回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社のうち、天雅餐飲股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士等の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
Ⅰ.流動資産	**25,563**	**Ⅰ.流動負債**	**46,728**
現金及び預金	13,884	買掛金	2,810
売掛金	4,662	短期借入金	24,500
たな卸資産	2,047	1年内返済予定の長期借入金	2,952
その他	4,976	リース債務	2,337
貸倒引当金	△7	未払法人税等	291
		未払退職金等	1,373
Ⅱ.固定資産	**80,333**	賞与引当金	1
(1)有形固定資産	**50,942**	ポイント引当金	266
建物及び構築物	13,235	株主優待費用引当金	150
機械装置及び運搬具	2,569	店舗閉鎖損失引当金	31
工具、器具及び備品	3,802	その他	12,012
土地	10,334	**Ⅱ.固定負債**	**38,156**
リース資産	20,952	長期借入金	2,695
建設仮勘定	47	リース債務	29,810
(2)無形固定資産	**671**	繰延税金負債	889
(3)投資その他の資産	**28,719**	株式給付費用引当金	689
投資有価証券	13,911	資産除去債務	3,757
差入保証金	14,228	その他	313
繰延税金資産	55	**負債合計**	**84,884**
その他	532	**(純資産の部)**	
貸倒引当金	△8	**Ⅰ.株主資本**	**19,838**
		(1)資本金	**13,676**
		(2)資本剰余金	**21,861**
		(3)利益剰余金	**△11,856**
		(4)自己株式	**△3,842**
		Ⅱ.その他の包括利益累計額	**1,058**
		その他有価証券評価差額金	**1,059**
		為替換算調整勘定	**△1**
		Ⅲ.非支配株主持分	**114**
		純資産合計	**21,011**
資産合計	**105,896**	**負債純資産合計**	**105,896**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自2020年1月1日　至2020年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		80,349
売上原価		27,719
売上総利益		52,630
その他の営業収入		3,954
営業総利益		56,584
販売費及び一般管理費		75,853
営業損失		19,269
営業外収益		
受取配当金	122	
協賛金収入	72	
助成金収入	1,355	
その他	436	1,986
営業外費用		
支払利息	946	
持分法による投資損失	1,540	
その他	86	2,573
経常損失		19,855
特別利益		
投資有価証券売却益	411	411
特別損失		
固定資産除売却損	421	
減損損失	5,330	
店舗閉鎖損失	223	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	31	
早期割増退職金	1,373	
退職給付制度終了損	216	7,598
税金等調整前当期純損失		27,042
法人税、住民税及び事業税	△512	
法人税等調整額	2,016	1,504
当期純損失		28,546
非支配株主に帰属する当期純損失		1,014
親会社株主に帰属する当期純損失		27,532

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2020年1月1日　至2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日残高	13,676	21,866	16,738	△3,863	48,419
(連結会計年度中の変動額)					
剰余金の配当	－	－	△1,062	－	△1,062
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△27,532	－	△27,532
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
自己株式の処分	－	0	－	20	20
連結子会社株式の取得による持分の増減	－	△5	－	－	△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△5	△28,595	20	△28,580
2020年12月31日残高	13,676	21,861	△11,856	△3,842	19,838

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2020年1月1日残高	2,410	△4	2,405	1,203	52,028
(連結会計年度中の変動額)					
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,062
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	－	△27,532
自己株式の取得	－	－	－	－	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	20
連結子会社株式の取得による持分の増減	－	－	－	－	△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,350	2	△1,347	△1,089	△2,436
連結会計年度中の変動額合計	△1,350	2	△1,347	△1,089	△31,017
2020年12月31日残高	1,059	△1	1,058	114	21,011

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
Ⅰ. 流動資産	**17,606**	**Ⅰ. 流動負債**	**32,117**
現金及び預金	13,160	短期借入金	24,500
前払費用	73	1年内返済予定の長期借入金	2,952
関係会社短期貸付金	4,427	未払金	284
未収入金	387	未払費用	118
その他	8	未払法人税等	51
貸倒引当金	△450	預り金	3,764
Ⅱ. 固定資産	**41,069**	賞与引当金	0
(1) 有形固定資産	**11,021**	株主優待費用引当金	397
建物	3,246	その他	47
構築物	14	**Ⅱ. 固定負債**	**3,595**
機械及び装置	2	長期借入金	2,695
車両運搬具	4	リース債務	3
工具、器具及び備品	42	長期預り保証金	153
土地	7,706	繰延税金負債	430
リース資産	3	株式給付費用引当金	36
(2) 無形固定資産	**153**	資産除去債務	230
借地権	26	その他	48
ソフトウエア	31	**負債合計**	**35,713**
その他	95	**(純資産の部)**	
(3) 投資その他の資産	**29,894**	**Ⅰ. 株主資本**	**21,902**
投資有価証券	3,872	**(1)資本金**	**13,676**
関係会社株式	15,256	**(2)資本剰余金**	**21,682**
出資金	0	資本準備金	14,936
関係会社長期貸付金	11,752	その他資本剰余金	6,746
差入保証金	4,466	**(3)利益剰余金**	**△9,612**
長期前払費用	11	利益準備金	1,531
その他	23	その他利益剰余金	△11,144
貸倒引当金	△5,488	繰越利益剰余金	△11,144
		(4)自己株式	**△3,842**
		Ⅱ. 評価・換算差額等	**1,059**
		その他有価証券評価差額金	**1,059**
		純資産合計	**22,962**
資産合計	**58,676**	**負債純資産合計**	**58,676**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2020年1月1日　至2020年12月31日)

(単位：百万円)

科目		金額
営業収入		
関係会社受取配当金	1,489	
関係会社受取ロイヤリティ	3,084	
関係会社不動産賃貸料	618	
その他	168	5,360
販売費及び一般管理費		4,531
営業利益		828
営業外収益		
受取利息	105	
受取配当金	122	
協賛金収入	34	
その他	39	301
営業外費用		
支払利息	88	
支払手数料	20	
その他	10	118
経常利益		1,011
特別利益		
投資有価証券売却益	411	411
特別損失		
固定資産除売却損	9	
減損損失	78	
関係会社株式評価損	6,997	
貸倒引当金繰入額	5,937	
早期割増退職金	44	13,066
税引前当期純損失		11,644
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	81	91
当期純損失		11,735

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2020年1月1日　至2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2020年1月1日残高	13,676	14,936	6,746	21,682	1,531	1,653	3,185
(当期変動額)							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△1,062	△1,062
当期純損失	－	－	－	－	－	△11,735	△11,735
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	0	0	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	0	0	－	△12,798	△12,798
2020年12月31日残高	13,676	14,936	6,746	21,682	1,531	△11,144	△9,612

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2020年1月1日残高	△3,863	34,680	2,410	37,090
(当期変動額)				
剰余金の配当	－	△1,062	－	△1,062
当期純損失	－	△11,735	－	△11,735
自己株式の取得	△0	△0	－	△0
自己株式の処分	20	20	－	20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	△1,350	△1,350
当期変動額合計	20	△12,778	△1,350	△14,128
2020年12月31日残高	△3,842	21,902	1,059	22,962

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

ロイヤルホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ロイヤルホールディングス株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロイヤルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

ロイヤルホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ロイヤルホールディングス株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に準拠して、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備し、運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月15日

ロイヤルホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　冨　永　真　理　㊞
監 査 等 委 員　高　峰　正　雄　㊞
監 査 等 委 員　石　井　秀　雄　㊞
監 査 等 委 員　中　山　ひとみ　㊞

（注）監査等委員高峰正雄、石井秀雄及び中山ひとみは、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

1．場　　所　福岡市博多区博多駅前三丁目２番１号
日本生命博多駅前ビル　８階
TKP博多駅前シティセンター
電話　(092)433-2833

今回より会場を変更しておりますので、
お間違えないようご注意願います。

2．交通のご案内　JR鹿児島本線博多駅　博多口 ……徒歩２分
福岡市地下鉄空港線博多駅　博多口 …徒歩２分



※近隣に数か所TKPの会議室があるため、お間違えのないようご注意願います。